

環境報告書

～環境配慮促進法に基づく環境配慮等の状況の公表～

(概要)

〔平成 22 年 1 月〕
環境省

(1) 電気使用量 (注1)

< 事務所の単位面積当たり電気使用量 > (kWh/m²)

年度(平成)	13	14	15	16	17	18	19	20
事務所の単位面積当たり電気使用量	137.4	126.9	116.2	122.1	85.8	94.8	89.7	86.5

平成 20 年度の事務所の単位面積当たり電気使用量は、平成 13 年度比で 63.0 %。
「事務所の単位面積当たり電気使用量を、平成 13 年度比で、平成 22 年度から平成 24 年度までの期間に平均で概ね 90 %以下にする」という目標に向けて、順調に推移。

【電気使用量の削減に向けた取組】

環境省実施計画^(注2)においては、以下のような取組を進めることとしている。

- ・ OA 機器、家電製品及び照明の適正規模のものの導入・更新
- ・ クールビズ、ウォームビズの励行
- ・ 冷暖房中の窓、出入口の開放禁止 等

(2) 公用車使用燃料

< 公用車の燃料使用量 > (GJ)

年度(平成)	13	14	15	16	17	18	19	20
公用車の燃料使用量	4,645	5,086	5,366	5,600	6,278	5,777	5,617	6,024

平成 20 年度の公用車使用燃料は、平成 13 年度比で 129.7 %と増加。「平成 13 年度比で、平成 22 年度から平成 24 年度までの期間に平均概ね 85 %以下とする」という目標に向けて、一層の努力が必要。

【公用車使用燃料の削減に向けた取組】

環境省実施計画においては、以下のような取組を進めることとしている。

- ・ きめ細かい燃料使用量の調査の実施
- ・ エコドライブの実施
- ・ アイドリングストップ車の導入 等

(3) 用紙使用量

< 用紙使用量 > (t)

年度(平成)	13	14	15	16	17	18	19	20
用紙使用量	121	88	113	119	100	106	102	99

平成 20 年度の用紙使用量は 99 t となっており、平成 13 年度の 121 t から 22 t 減少。「平成 13 年度比で、平成 22 年度から平成 24 年度までの期間に平均で増加させない」という目標に向けて、順調に推移。

【 用紙使用量削減に向けた取組 】

環境省実施計画においては、以下のような取組を進めることとしている。

- ・ コピー用紙、事務用箋等の年間使用量を把握管理し、削減
- ・ 会議用資料や事務手続の一層の簡素化
- ・ 各種報告書類の大きさ等の規格の統一化
ページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直し
- ・ 両面印刷・両面コピーの徹底。集約印刷も利用 等

(4) 上水使用量^(注1)

< 単位面積当たりの上水使用量 > (m³/m²)

年度(平成)	13	14	15	16	17	18	19	20
単位面積当たりの上水使用量	1.60	1.15	1.11	1.15	0.65	0.84	0.91	0.78

平成 20 年度の事務所の単位面積当たり上水使用量は、平成 13 年度比で 48.8 %。「事務所の単位面積当たりの上水使用量を、平成 13 年度比で、平成 22 年度から平成 24 年度までの期間に平均で 90 % 以下にする」という目標に向けて、順調に推移。

【 上水使用量削減に向けた取組 】

環境省実施計画においては、以下のような取組を進めることとしている。

- ・ 簡便な手法を利用したトイレ洗浄用水の節水
- ・ トイレに流水音発生器を設置
- ・ 水栓には、必要に応じて節水コマを装着。水道水圧を低めに設定
- ・ 水漏れの点検を徹底 等

(5) 温室効果ガス排出量

< 温室効果ガス排出量 > (t CO₂)

年度(平成)	13	14	15	16	17	18	19	20
温室効果ガス排出量	6,695	7,659	7,275	7,221	7,332	6,043	5,055	6,006

平成 20 年度の温室効果ガス排出量は前年度より増加しているものの、平成 13 年度比で 10.3 %削減。現状での排出量を維持できれば、「目標年度である 22 ~ 24 年度の総排出量の平均を 13 年度比で 10 %削減する」という目標は達成できる状況。

【 温室効果ガス排出量削減に向けた取組 】

環境省実施計画においては、以下のような取組を進めることとしている。

1. 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮
(低公害車の導入、自動車の効率的利用等)
2. 建築物の建築、管理等に当たっての配慮
(省エネルギー対策の徹底、冷暖房の適正な温度管理、太陽光発電の導入等)
3. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮
(エネルギー使用量の抑制、ゴミの分別等)
4. 職員に対する研修等
(職員研修機会の提供、情報提供、温暖化対策に係る活動への参加推奨等)

(6) 廃棄物排出量

< 廃棄物総量 > (t)

年度(平成)	13	14	15	16	17	18	19	20
廃棄物総量	673	560	393	331	360	385	358	370

平成 20 度の廃棄物総量は、平成 13 年度比で 55.0 %。「事務所から排出される廃棄物の量(湿重量)を、平成 13 年度比で、平成 22 年度から平成 24 年度までの期間に平均で概ね 75 %以下にする」という目標は達成できる状況にあるが、前年度から比べると増加しているため、引き続き努力が必要。

【 廃棄物の排出削減に向けた取組 】

環境省実施計画においては、以下のような取組を進めることとしている。

- ・ 包装の簡略化、容器又は包装の再使用、再生利用
- ・ 使い捨て製品の使用や購入抑制
- ・ 各庁舎ごとのリサイクル計画を策定、実施責任者の指名
- ・ シュレッダー使用の制限 等

(7) 平成 20 年度事後評価（政策評価）の概要

施策名	予算要求等への反映	機構・定員要求への反映
地球温暖化対策の推進	- a	
地球環境の保全	- a	
大気・水・土壌環境等の保全	- a	
廃棄物・リサイクル対策の推進	- a	
生物多様性の保全と自然との共生の推進	- a	
化学物質対策の推進	- a	
環境保健対策の推進	- a	
環境・経済・社会の統合的向上	- a	
環境政策の基盤整備	- a	-

【 凡 例 】

「予算要求等への反映」については、以下の項目に整理

施策の改善・見直し

- a 施策の重点化等

- b 施策の一部の廃止・完了・休止・中止

取組を引き続き推進

施策の廃止・完了・休止・中止

「機構・定員要求への反映」については、以下の項目に整理

機構要求を図る

定員要求を図る

(注1) 電気使用量及び上水使用量については、一部を除き、床面積割合による按分方式で算出しています（例：本省庁舎組織については、第5号合同庁舎全体の使用量を、環境省の占める床面積割合で按分し算出）。

(注2) 環境省実施計画 ... 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき策定される政府実行計画（平成19年3月30日閣議決定）に基づき、環境省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画（平成19年10月12日策定）